

平成 30 年度 第 1 回 教科用図書選定審議会 議事録

平成 30 年 4 月 26 日 (水)

10 : 00 ~ 11 : 30

1 開会 (事務局)

- ・開会

2 主催者挨拶 (小久保智史学校教育課総括課長)

- ・委員の皆様におかれましては、日頃より本県の教育の充実、教育行政の推進に御支援御尽力をいただきまして本当にありがとうございます。今般は、委員への御就任、それから本日も御出席をいただきまして、改めて御礼申し上げます。
- ・本審議会は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、県内の義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基準の作成や選定に必要な資料の作成等において審議をいただく会となります。
- ・今年度の教科書採択につきましては、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む小学校用の教科書、義務教育学校の後期課程及び特別支援学校の中学部を含む中学校用の「特別の教科 道徳」の教科書、並びに学校教育法附則第 9 条の規定による、いわゆる特別支援教育で使用される一般図書が対象となりまして、本日の第 1 回審議会では、県内の義務教育諸学校で使用する教科書の「採択基準」等について御審議いただく予定であります。
- ・「特別の教科道徳」は、「考える道徳」、「議論する道徳」への転換により児童生徒の道徳性を育むことを目指し、平成 27 年 3 月の、学校教育法施行規則並びに学習指導要領等の一部改正を受けまして、昨年度の小学校に引き続き、今年度は中学校について採択を行うものです。
- ・県教育委員会といたしましては、教科書採択において、公正性・透明性の確保を徹底し、各地域の採択協議会並びに市町村教育委員会等への指導・助言に当たりますとともに、公正・公平な採択業務を進めてまいりたいと考えております。
- ・改めまして委員の皆様におかれましては、十分な御審議をいただきますようお願い申し上げます、挨拶といたします。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

3 委員紹介

(小久保智史学校教育課総括課長)

- ・それでは、平成 30 年度教科用図書選定審議会委員を紹介いたします。
お手元の平成 30 年度教科用図書選定審議会資料の 2 ページに掲載されている「資料 2」の名簿にしたがいまして、紹介いたします。(略)
- (佐藤信特別支援教育課長)
- ・それでは、平成 30 年度の教科用図書選定に関する情報公開への対応について説明させていただきます。(略)

4 会長・副会長選出

- ・会 長：平澤勝郎 委員、副会長：深田好昭 委員

5 会長挨拶

(略)

6 署名委員の委嘱

- ・ 中村雅彦 委員 佐藤智一 委員

7 諮問

- ・ 県教育委員会（小久保学校教育課総括課長）から審議会会長（平澤委員）へ

8 事務局説明＜進行：審議会会長＞

（事務局）

- ・ それでは、まず、お手元の資料につきまして、御確認いただきます。資料は、3種類でございます。一つめは、「平成30年度第1回教科用図書選定審議会」という資料、二つめは、別冊の資料7「教科書制度の概要」について、三つ目は、これも別冊で、資料8「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書」についてです。

この第1回審議会では、法的根拠、仕組み等について委員の皆様におわかりいただくため、事務局より説明を多くさせていただきます。大変申し訳ありませんが、御了承ください。

- ・ それでは、はじめに、「平成30年度第1回教科用図書選定審議会」という資料を御準備下さい。1ページをお開き下さい。資料1は、この教科用図書選定審議会の規則です。この審議会は、「義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律」並びに「岩手県の条例」に定められており、それらの法律を受けて、本県がこの規則を定めたものです。
- ・ 次の2ページ、資料2は、本日御出席いただいております、選定審議会の20名の方々の委員名簿です。委員は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」の第10条により、御覧のように第1号委員、第2号委員、第3号委員と指定されております。
- ・ 3ページをお開き下さい。資料3は、教科用図書採択地区の一覧です。表の左側に1～9と番号をつけてございます。県内の採択地区は1～9まで、9つの採択地区に分かれております。また、このほかに、県立一関第一高等学校附属中学校があり、県教育委員会が採択に直接関わるようになっております。
- ・ 4ページ、5ページの資料3-2は各地区の採択協議会の規約の例示です。
- ・ 6ページ、資料4は、教科書を常に展示してある場所、「教科書センター」の一覧です。県内に18箇所ございます。陸前高田教科書センターの設置に伴い、住田教科書センターを廃止し、その旨を文部科学省へ報告しております。
- ・ 続いて、7ページ、資料5-1は、平成27年度から30年度まで、小学校で使用する教科書の一覧です。採択地区ごとに示してあります。なお、採択地区名の脇にある「比較」という欄は、平成26年度までの教科書と異なるかどうかを示しています。空欄の場合、前回と同じということ、会社名が書いてある場合は、異なるということを示しています。
- ・ 8ページ、資料5-2は、中学校の教科書一覧です。小学校の場合と同様の記入の仕方です。平成28年度から31年度までの4年間使用いたします。
- ・ 9ページ、資料6-1は、法律の抜粋です。小中学校の教科書については、無償ということできめ細かく法律が定められております。12ページまで関係する法律をのせております。
- ・ 13ページ、資料6-2は、文部科学省からの通知です。先ほどの様々な法律と、この文部科学省からの通知を根拠にして、教科書採択が行われております。特に、今回の通知では、検定申請本閲覧の事案等を受け、教科書採択における公正性・透明性の確保の徹底が示されております。
- ・ 41ページ、資料6-3も、文部科学省からの通知です。採択の事務処理の際に留意する事項が示されております。

- ・ 次に、別冊の資料7「教科書制度の概要」(抜粋)を御準備ください。教科書の「採択」ということにつきまして御説明申し上げます。
- ・ 資料7の4ページをお開きください。「6 教科書採択の方法」とございます。
- ・ その「1 採択の権限」の部分を御覧ください。
- ・ 始めの部分を読ませていただきます。「教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することです。その権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にあります。また、国・私立学校で使用される教科書の採択の権限は校長にあります。」とあります。
- ・ 次に、教科書の採択の仕組みについて説明いたします。5ページの「図3 義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み」を御覧いただきます。本日行っている「教科用図書選定審議会」は、この図の「中程左側」にあります。
- ・ では、図に示されている①～⑦について、順に説明いたします。
- ・ ①は、教科書会社が、教科書検定を合格した教科書で、次年度に発行しようとするものについての届け出を行うということです。
- ・ ②は、それを受けて、文部科学大臣がその教科書の目録を、教育委員会を通じて送付するということです。目録の送付をもって、新たに検定を経た教科書が発行されたかどうかを示すこととなります。なお、教科書検定の結果については、全国7会場で公開されており、今年度は、岩手県立図書館において、東北ブロックの公開事業が開催されます。
- ・ ③は、教科書の見本を各教育委員会等に送付するということです。
- ・ ④は、この審議会と都道府県教育委員会との関わりです。先ほど、「教科用図書の採択の基準」等について皆様にご説明いたしましたが、これから御審議いただくこととなります。また、その「教科用図書選定審議会」の記述のすぐ下に「上向きの矢印と(調査員)」という記述があります。今年度は、道徳科を除いた小学校用全種目と、中学校用の道徳科と、特別支援学校用の教科書の調査員会議をおくこととなり、調査結果については、審議委員の方々から御意見をいただくこととなっております。ただし、小学校については、昨年度の検定において新たな図書の申請がなかったため、平成25年度検定合格図書等の中から採択を行うこととなります。平成25年度検定合格図書等については、すでに平成26年度において研究調査が行われていることから、前回の採択替えにおいて用いた調査資料を利用し、新たに調査員を置かない形としたいと考えております。このことにつきましては、資料6-3にありますとおり、文部科学省の通知にも記載されている事項でございます。
- ・ ⑤は、この県教育委員会が各採択地区内の市町村教育委員会に対し、指導・助言・援助をすることを表しています。「指導・助言・援助」の例としては、これから御審議いただく「採択基準」や「資料作成基準」を、市町村教育委員会に通知等で示すこととございます。
- ・ ⑥は、どのような教科書が発行されているのかを広く多くの方々に示す意味で、各採択地区に教科書センターを設置し、発行されている教科書全てを展示しているということです。教科書センターについては、先ほどの資料、「実施要項」の6ページの資料4を御覧いただいたところです。
- ・ ⑦は、各採択地区内市町村教育委員会が、独自に調査・研究した上で、県から示された資料を参考にしながら、1種目につき1種類の教科書を採択するということです。今年度は、各採択地区において調査が行われ、特別支援学校関係の図書について採択が行われることとなります。
- ・ 次に、採択地区にかかわることを、説明いたします。次のページ(12ページ)を御覧下さい。「3 共同採択」の部分です。1行目から6行目まで読みます。
- ・ 「市町村立の小・中学校で使用される教科書の採択の権限は市町村教育委員会にあります、

採択に当たっては、都道府県教育委員会が、『市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域』を採択地区として設定します。採択地区が2以上の市町村の区域を併せた地域（共同採択地区）であるときは、地区内の市町村教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科書を採択することとされています。」とあります。ここで言う「採択地区」が、岩手県の場合、先ほどの実施要項の3ページの資料3-1のとおり、『市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域』として、9つ設置されているということです。

- ・ それでは、説明者が交替します。次は、別冊の資料8につきまして、特別支援教育担当が御説明申し上げます。

(事務局)

- ・ 別冊資料8は、「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について」の資料です。
- ・ 1ページ、資料8-1は、平成30年3月付けで文部科学省から出された「平成31年度用一般図書一覧」です。資料8-1の表紙裏はしがきにありますとおり、平成30年度に使用する教科書として採択されたもののうち採択数が多く、平成31年度においても発行・供給を予定している図書の一覧になります。文部科学省において適・不適の判断を加えているものではありません。一覧は12ページまであります。
- ・ 13ページ、資料8-2は、平成30年度に使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について、昨年度の教科用図書調査員による調査研究として見本を購入し、それについての理由書見本を作成し、教科用図書選定のための資料としたものです。
- ・ 14ページ、資料8-3は、平成30年度に使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について、昨年8月に県内各特別支援学校に採択許可したものの一覧になります。
- ・ 以上、特別支援教育関係も含め「資料の説明」を終了します。

9 協議

(平澤会長)

- ・ 事務局、説明、御苦労様でした。ここから、協議に入っていきます。では、諮問されました内容について、協議をいたします。先ほどの諮問に関する書類等について、事務局から配布をお願いいたします。

(事務局が諮問書(写)と採択基準、資料作成基準を委員に配布)

(平澤会長)

- ・ それでは、皆様、諮問書を御覧ください。諮問された点は2点あります。それぞれについて、事務局から説明の後、協議してまいります。
- ・ それでは、1点目、「平成31年度において使用する義務教育諸学校の教科用図書の採択基準について」です。事務局から提案の説明をお願いします。

(事務局)

- ・ 初めに、「平成31年度において使用する義務教育諸学校の教科用図書採択基準」について御説明申し上げます。私からは、特別支援教育関係の教科書以外の部分を御説明いたします。
- ・ お手元の「平成31年度において使用する義務教育諸学校の教科用図書採択基準(案)」を御覧いただきます。
- ・ では、まず、「採択基準」について申し上げます。採択基準とは、「採択に関する一般的な基準であり、地域の状況や児童生徒の学力等を考慮した一般的な指針、または、共同採択の際の協議の方法等、採択の手続きに関する基準」を指します。採択基準は、大きく3つから構成されています。1、2、3で示しています。

- ・ 1は、内容や組織・配列・分量に係ることを示しております。2は、使用上の配慮や工夫に係ることを示しております。3は、手続きのこととなっております。
- ・ 次に、3の「平成30年度における教科書採択に関する手続き等は次のとおりにすること」以降の部分について説明申し上げます。この部分は、大きく4つ、すなわち、(1)「市町村立学校の場合」、(2)「県立学校(特別支援学校の場合)」、(3)「県立学校(高等学校に併設する中学校の場合)」そして(4)「国立及び私立学校の場合」からなっております。
- ・ はじめに、市町村立学校の場合から説明させていただきます。アについて、採択は、県教育委員会の指導、助言、援助により行うこと。イについて、「平成30年度は、道徳以外の小学校の教科書の採択を行うこと。なお、平成31年度使用小学校用教科書については、新たに文部科学大臣の検定を経たものがないことにかんがみ、例えば、採択手続きに係る調査研究について、前回の採択替えにおいて用いた調査資料を適宜利用するなど、採択手続きの一部を簡略化することも可能であること。」とあります。前段でも説明いたしました事項でございます。今年度、小学校については「特別の教科道徳」を除くすべての種目の教科用図書採択の年にあたっておりますが、昨年度の検定において新たな図書の申請がなかったため、平成25年度検定合格図書等の中から採択を行うこととなります。平成25年度検定合格図書等については、すでに平成26年度において研究調査が行われていることから、各採択地区におきましても、前回の採択替えにおいて用いた調査資料を利用し、採択手続きの一部を簡略化することを可能としたいと考えております。このことにつきましては、資料6-3にありますとおり、文部科学省の通知にも記載されている事項でございます。ウとエについて、「平成30年度は、中学校道徳科の教科書について採択すること」と「小学校教科書及び「中学校道徳科以外については、平成29年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。ただし、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書を除く。」とあります。小学校及び中学校の教科書は、基本的に4年に1回、全面的に採択を変えることとなっております。つまり、「来年度、中学校においては、道徳以外は今年度と同じ教科書を採択するという手続き」をとるようという基準です。ただし、オのとおり、一般図書はその限りではないということです。カは、採択地区の協議会に関することです。次のキです。これは、「公平・公正な採択と情報公開」を行うための部分です。
- ・ ク及びケ、その次の(2)については、特別支援教育関係のことですので、この後、担当が説明いたします。
- ・ 次ページの(3)と(4)については、県立中学校、国立及び私立学校においても、今、説明した点において同様だということを示しています。
- ・ では、説明を交替し、特別支援教育関係について、担当から御説明いたします。
(事務局)
- ・ 先ほど説明がありましたように、「市町村立学校の場合」のクとケにつきましては、特別支援学級において使用する教科書についての基準となります。クの①、基本的には当該採択地区内の小中学校で使用する教科書と同一のものを採択することになります。②、特別の教育課程を編成し、当該採択地区内の小中学校と同一の教科書を使用することが適当でない場合は下学年用の検定教科書又は文部科学省著作教科書を採択することになります。③、下学年用の検定教科書又は文部科学省著作教科書の使用が適切でない場合は学校教育法附則第9条の規定により絵本等を教科書として採択することができます。
- ・ ケの①、学校教育法附則第9条の規定による教科書を選定するにあたっては、学校の教育目標や方針に照らして適切であり、②、地域や学校の特性、児童生徒の心身の発達段階に応じて効果

的に使用できるものでなくてはなりません。

- ・ 続きまして（２）県立学校の場合について説明いたします。具体的には特別支援学校がこれにあたります。アについては、平成 31 年度使用の特別支援学校の小学部及び中学部の使用教科書は、市町村立の小学校、中学校と同様、学校教育法附則第 9 条の規定による教科書を除き、先ほど、係が説明申し上げた、（１）市町村立学校の場合と同様になります。イについては、先ほど特別支援学級でも御説明いたしましたとおり、特別支援学校においても学校教育法附則第 9 条の規定による教科書を採択することができます。これは、毎年度採択替えをすることができるということが次のウの規定でございます。また、この絵本等と検定教科書、文部科学省著作本を併せて採択することはできません。これがエの規定でございます。次に、オでございますが、視覚障がいを対象とする特別支援学校の弱視者の「国語」については検定教科書の他に点字版の教科書も併せて採択できるということでございます。カにつきましては、聴覚障がいを対象とする特別支援学校の「国語」については文部科学省著作の「言語指導」または「言語」の他に、国語の検定教科書を併せて採択できるということでございます。キにつきましては、知的障がいを対象とする特別支援学校小学部の「生活」については、教科の内容によって教科の主たる教材として適切な教科書を採択できるということでございます。
- ・ 以上、特別支援学級と特別支援学校の教科書採択基準について御説明いたしました。
- ・ それでは、平成 31 年度に使用する義務教育諸学校の教科用図書採択基準を定めてしてよろしいか御協議いただきたいと思えます。

（平澤会長）

- ・ 事務局の説明について、質問、意見はありませんか。

（A 委員）

- ・ 特別支援学校の教科書について、「検定教科書又は文部科学省著作教科書と絵本等を併せて採択することはできない」とありますが、「知的障がいを対象とする特別支援学校の小学部の『生活』の教科については、必ずしも 1 種目の教科書に限定することなく」となっております。生活科は複数可能と捉えてよいのでしょうか。

（特別支援教育課長）

- ・ 他の教科は基本的には 1 種目の教科書の採択となりますが、生活科に関しては内容の幅が広いため、限定しておりません。

（A 委員）

- ・ クの②に、「特別の教育課程を編成し、教科により当該学年用の検定教科書を使用することが『適当でない場合』には、原則として、下学年用の検定教科書又は特別支援学校用の文部科学省著作教科書を採択することが望ましいこと。」、同じくクの③に、「下学年用の検定教科書又は特別支援学校用の文部科学省著作教科書を使用することが『適切でない場合』には、一般図書（特別支援学校・学級用）として絵本等（拡大教科書を含む）を採択することができること。」とありますが、「適当でない場合」、「適切でない場合」を判断するのはだれなのでしょう。

（事務局）

- ・ 児童生徒の状況を踏まえて学校が検討し、判断しています。

（B 委員）

- ・ 31 年度使用の小学校用教科書の採択について、前回の採択替えにおいて用いた調査資料を適宜利用するとのことですが、前回採択の際とは採択基準及び資料作成基準が大きく変わっていないということでしょうか。

(事務局)

- ・採択基準はほぼ同内容であります。資料作成基準につきましては、昨年度の審議会において、新学習指導要領の理念に則り資料作成基準を改定した経緯があります。ただし、今年度採択される小学校用教科書は現行学習指導要領の内容を基に編集されているため、改定前の資料作成基準を活用する形で対応したいと考えております。

(B委員)

- ・一般図書について、今後は道徳科に関わる一般図書の採択もあるという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

- ・その件につきまして、昨年度、文部科学省に問い合わせたところ、「他の教科書と同様である」との回答を得ております。

(平澤会長)

- ・その他ありますでしょうか。では、「平成31年度において使用する義務教育諸学校の教科用図書採択基準について」は、このとおりといたします。
- ・続いて、2点目、「平成31年度において使用する教科用図書を選定するための資料作成基準について」です。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

- ・次に、「教科用図書を選定するための資料作成基準について」でございます。
- ・先ほど承認された採択基準にそって、今後、「教科用図書を選定するための資料」を作成することとなります。そこで、どのような観点で教科用図書の調査をするのかを定めたものが、この「資料作成基準」でございます。
- ・第1の「分析調査の観点及び具体的視点」は、「1 内容」、「2 組織、配列、分量」、「3 使用上の配慮や工夫」の3項目について、それぞれ3つから5つの具体的視点を示しております。
- ・この資料作成基準につきましては、学校教育法改正と学習指導要領改訂の趣旨を踏まえて、昨年度、項目数や文言を見直し、整理したものです。次年度以降、小学校及び中学校全種目の調査が見通されていることから、見直しに際しては、「特別の教科 道徳」のみならず、すべての種目に共通する基準となるよう検討しております。したがって、道徳科の調査にあたっては、例えば「1 (1) 知識及び技能の習得のための配慮や工夫」を「道徳的価値の意義や大切さについて考えさせる配慮や工夫」と捉えるなどして、資質・能力の3つの柱に沿って調査を行うことと考えております。一般図書（特別支援学校・学級用）の選定の理由につきましても、個々に示した分析調査の観点を基に作成いたしたいと考えておりますので、この分析調査の観点でよろしいか御協議いただきたいと思います。
- ・以上で資料の作成基準についての提案を終わります。

(平澤会長)

- ・事務局の説明について、質問、意見はありませんか。
- ・なければ、「平成31年度において使用する教科用図書を選定するための資料作成基準について」は、このとおりといたします。

(平澤会長)

- ・ 「その他」について、事務局からお願いします。

(事務局)

- ・ 次に、今後の進め方について、御説明申し上げます。
- ・ 御協議をいただきました採択基準及び資料作成基準につきましては、御了解いただきましたので、各市町村教育委員会へ送付させていただきます。今後につきましては、県といたしましても、教科用図書選定審議会規則第5条により、教科用図書調査員を置き、研究調査をいたします。なお、先ほど説明いたしましたとおり、小学校の教科用図書につきましては、昨年度新たに検定申請があった図書がなかったことから、平成26年度における研究調査の資料を活用する形といたします。よって、今年度の研究調査については、中学校「特別の教科道徳」と一般図書を対象にして実施いたします。教科用図書の調査員は、お手元にお配りした1枚ものの資料に示したとおりでございます。御覧ください。
- ・ 次に、第2回審議会の概要につきまして、お諮りいたします。第2回審議会は、6月14日(木曜日)10時30分から、県庁12階特別会議室にて開催予定でございます。第2回審議会では、調査員が行った中学校「特別の教科道徳」及び一般図書の調査結果について審議をしていただきます。なお、第3回の選定審議会につきましては、第2回の審議会の際に改めてお諮りいたします。

(平澤会長)

- ・ 今後の進め方についてでございます。皆様いかがでしょうか。
では、この通りといたします。その他事務局、何かございますか。

(事務局)

- ・ 特にございません。

(平澤会長)

- ・ では、以上で、協議の部分を終了します。皆様の慎重審議ありがとうございました。

10 その他

(事務局)

- ・ 諸連絡

11 閉会(事務局)

平成 30 年度 第 2 回 教科用図書選定審議会 議事録

平成 30 年 6 月 14 日 (木)

10 : 30 ~ 12 : 00

1 開会 (事務局)

2 主催者挨拶 (小久保智史学校教育課総括課長)

- ・ 委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
- ・ 第 1 回審議会におきましては、県内の義務教育諸学校において、児童生徒が使用する教科書の選定に関する「採択基準」及び「選定のための資料の作成基準」等について、御審議いただき、ありがとうございました。
- ・ 本日は、義務教育学校の後期課程及び特別支援学校の中学部を含む中学校用「特別の教科道徳」の教科書、並びに特別支援教育で使用するいわゆる一般図書について、調査員が調査した結果を、御審議いただくことになっております。
- ・ 県教育委員会といたしましては、本審議会の答申に基づき、各市町村教育委員会等に対して、指導、助言、援助を進めていくこととなりますので、十分な御審議をいただきますようお願い申し上げます。

3 会長挨拶 (平澤会長)

- ・ 会長の平澤でございます。
- ・ 本日の審議会についても、前回に引き続き慎重審議をよろしく願いいたします。
- ・ ただいま、学校教育課総括課長の挨拶にもありましたように、本日の第 2 回審議会では、まず、「教科用図書選定のための資料の作成基準」に基づいて、調査した結果について担当審議委員から報告をいただきます。
- ・ その後、その報告について審議することとなります。よろしく願いいたします。

4 全体会

(平澤会長)

- ・ それでは、事務局より、本日の審議につきまして説明をお願いします。

(事務局)

- ・ それでは、本日の審議の進め方につきまして、御説明いたします。
- ・ 本日の審議会は、第 1 回審議会におきまして、資料の作成基準を了承いただきましたので、その基準に従いまして、調査研究した内容を報告し、審議いただく会となります。
- ・ 本日は、この全体会に先立ちまして「中学校道徳科」と「特別支援教育用の一般図書」の各部会を開き、調査員より担当審議委員に対して調査結果を報告いたしました。なお、担当いただく審議委員は、あらかじめ会長と相談し、選出させていただきました。
- ・ 部会は、まず 20 分間ほどの時間で、担当の審議委員さんに調査票及び教科書並びに一般図書に目を通していただき、その後、調査結果を 30 分ほどで調査員が報告いたしました。そして、審議委員から質問をいただく時間を 20 分ほど設定し、審議していただきました。
- ・ この全体会は、2 つの部会の報告をもとに審議いただくこととなります。
- ・ この全体会では、まず、はじめに、担当の審議委員から各部会の調査の結果を御報告いただき

ます。御報告は、調査票が適切に作成されているかどうか、その妥当性を発表していただきます。

- ・ その後、御質問も含めて調査票全体について審議委員の皆様で御協議いただきます。
- ・ 限られた時間の中での協議となりますが、どうぞよろしく願いいたします。
- ・ 調査票については、前回に御了解いただきました教科用図書選定のための資料の作成基準に基づきまして、各教科書の特長を、限られた枠の中に短い文章で表現させていただきました。詳細につきましては、説明の後、御確認をお願いいたします。
- ・ それでは、どうぞよろしく願いいたします。以上で、説明を終わります。

(平澤会長)

- ・ それでは、これから事務局から説明がありました調査内容につきまして、報告と協議に進みます。
- ・ はじめに、小学校道徳科の教科用図書についての報告を、A委員よろしく願いします。

(A委員)

- ・ 調査委員による中学校用「特別の教科道徳」の調査資料について報告いたします。
- ・ 中学校用道徳科の教科書は8社から発行されており、各社の教科書についてその特長を中心に、きめ細かく調査されておりました。これから調査票に記述されている主な特長について報告いたします。
- ・ まず、東京書籍の主な特長は、1点目、「話し合いの手引き」で話し合いの流れや具体的な方法を示し、対話的な学びを充実させることにより、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を養うことができるよう工夫されております。2点目、「心情円」や「ホワイトボード用紙」で個々の心情の可視化を促し、充実した対話や話し合いができるよう配慮されております。
- ・ 次に、学校図書の主な特長は次の2点です。1点目、「心の扉」のページで、道徳的諸価値についての理解をより深める学習を通して、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を養うことができるよう工夫されております。2点目、重要な現代的課題などを「大切な10のポイントのマーク」で示すことにより、深く考えることができるよう配慮されております。
- ・ 次に、教育出版の主な特長は次の2点です。1点目、教材の導入と最後に位置付けている道徳的価値についての発問を中心とした、考えを深める活動を通して道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を養うことができるよう工夫されております。2点目、各学年での重点テーマにそった教材を示すことにより、見通しを持って学習ができるよう配慮されております。
- ・ 次に、光村図書の主な特長は次の2点です。1点目、各教材に「学びのテーマ」を示し、考える視点を明確にすることにより、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を養うことができるよう工夫されております。2点目、学校生活の実態に合わせて分けた四つの「シーズン」の中に「ユニット」を構成し、関連する内容項目を結び付けながら学習ができるよう配慮されております。
- ・ 次に、日本文教出版の主な特長は次の2点です。1点目、「道徳ノート」の活用により、多様な考え方に触れ、自分自身の考えを深める活動を通して、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を養うことができるよう工夫されております。2点目、道徳的価値に関わり自分の生活を振り返る「自分にプラスワン」を通して、主体的に学びを深めることができるよう配慮されております。
- ・ 次に、学研教育みらいの主な特長は次の2点です。1点目、主題名の扱いに配慮し、生徒が自ら課題意識を持つように促し、主体的で対話的な学習を通して、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を養うことができるよう工夫されております。2点目、写真やグラフを効果的に活用し、生徒の教材に対する興味や関心を高めることができるよう配慮されております。
- ・ 次に、廣済堂あかつきの主な特長は次の2点です。1点目、「考える・話し合う」を各教材に配置し、学習の手がかりを示すことで、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を養うことができる

よう工夫されております。2点目、同じ内容項目で異教材を位置付けている教科書と道徳ノート
を効果的に組み合わせながら、多様な指導ができるよう配慮されております。

- ・ 次に、日本教科書の主な特長は次の2点です。1点目、多様な考え方に触れながら自分の考え
を広げたり深めたりする話し合いを通して、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を養うことが
できるよう工夫されております。2点目、教材が学習指導要領で示されている内容項目の順に配列
され、各学校の方針によって柔軟な指導ができるよう配慮されております。
- ・ 以上、各社ともに、岩手の生徒の状況を踏まえ、どのような点に配慮と工夫がみられるかにつ
いて、適切に調査されていることを報告いたします。

(平澤会長)

- ・ 次に、特別支援教育の一般図書についての報告を、B委員よろしくお願ひします。

(B委員)

- ・ 皆様御承知のとおり、特別支援教育の一般図書は、毎年、児童生徒個人に対して障がいの状況
と発達の段階等に応じたものを採択します。採択にあたっては、一人一人、教科ごとに提出され
る「一般図書選定の理由書」により、その一般図書が該当児童生徒にとって適切であるか否かを
判断いたします。従いまして、特別支援教育の一般図書の調査結果は、「一般図書選定の理由書」
として報告されます。
- ・ 昨年度、本県の特別支援学校において採択した一般図書、過去7年間で調査した図書を除き、
新たに、障がい種、学部、学年、学級、教科をいくつか想定し、調査員が適切と判断した一般図
書20冊について、平成30年5月30日、31日の二日間にわたって、調査員4名により、調査が
実施されました。その調査結果について、調査員から説明を受けましたので、特別支援教育の一
般図書の担当審議委員である私から、審議委員会の皆様にご報告いたします。
- ・ 資料をおめくりいただき、「一般図書選定の理由書」番号14を御覧願ひします。これは、「かわい
いてんとうむし」について、両下肢に機能障がいがあり、知的発達が3歳程度の知的障がいを併
せ有する特別支援学校小学部4年の児童で、算数科の一般図書としての「一般図書選定の理由書」
です。「図書の内容」については、絵本の内容や特徴について、具体的に示したのになっていま
す。「選定の理由における児童生徒の実態」については、想定した児童の発達の状況に加えて興味
関心の様子、また、この図書がこの児童にとって適切であるということを説明しています。「指導
の概略」では、ページを順番に触り、感触の違いを確認する、ページごとのてんとうむしの数の
違いを確認する、数唱しながら絵本に触る、絵本の問いかけにあわせながら絵本に触る、ページ
ごとの凸凹の感触の違いで1から10の数唱や数の大小の理解をする、など指導のステップを示し
ています。
- ・ 以下、19冊の一般図書につきましても、「一般図書選定の理由書」から、想定した障がい、学
部の児童生徒にとって、内容等が適切であり、各教科の指導を効果的に進めることができると
判断いたします。
- ・ 以上で報告を終わります。よろしくお願ひいたします。

(平澤会長)

- ・ 報告ありがとうございました。
- ・ それでは、ただいまの報告を受けまして、協議に入ります。
- ・ 委員からの質問・意見を受けます。質問があった場合は、審議員の方が回答する場合と、事務局に発
言を求める場合がありますので、よろしくお願ひいたします。

(C委員)

- ・ 道德の資料について、学研の総合所見について、「生徒の学ぶ意欲が質的に高まるよう配慮されている」とはどのようなことか、もう少し説明をお願いします。

(A委員)

- ・ 各社ともに生徒が課題意識を持って主体的に学んでいくということについての配慮はそれぞれ工夫がなされておりました。例えばテーマをはじめに示したり、あるいは教材に対してどんな学習をしていくのか意識付けを行ったり、発問をある程度示して導入し終末での話し合いを深めるといった工夫がありましたが、学研については、あえてはじめの方にテーマや課題を設けないということでした。資料の項目1-2に、「主体的に問題意識を引き出すよう、あえて教材冒頭に主題を明示せず、道徳的な判断力の育成ができるよう工夫されている。」とありますように、気付きを大切にしながら学びを深めていくという工夫がされていることを踏まえ、「生徒の学ぶ意欲が質的に高まるよう配慮されている」という記載になっております。

(D委員)

- ・ 同じく学研の総合所見において、「主題名の扱いに配慮し」という部分について、説明を追加していただければと思います。

(A委員)

- ・ 「配慮」については、丁寧に示されているほうを「配慮」と捉える場合と、あえてそれを示さずに教材の内容に入り込み、その中から生徒が問題を見いだしたり課題意識を持ったりするほうを「配慮」と捉える場合があるかと思います。総合所見以外の項目を読み込んでいけばある程度分かる部分もあるかと思いますが、分かりづらいのであれば検討を要するということになるかと思えます。

(事務局)

- ・ この点につきましては、調査員と再度検討したいと思いますが、若干時間を必要といたします。そのため、検討の結果については、会長にお諮りし御判断いただくという形にすることでよろしいでしょうか。

(平澤会長)

- ・ 事務局から提案がございましたが、そのように進めることでよろしいでしょうか。では、判断については一任いただくということをお願いします。
- ・ その他質問はございますか。

(F委員)

- ・ 東京書籍の説明にあります「心情円」とはどのようなものでしょうか。

(A委員)

- ・ 自分の今の立場や考えの状況がどのようなかを意識させるために活用されたりしております。また、二者択一ではなく複雑な迷いや葛藤がありますので、それがどの程度の割合なのかを言葉ではなく視覚的に示したい場合などに活用されております。あるいは、話し合いをしたり多面的・多角的に考える中で視点が変わってきたり、他者の意見を聞いているうちに自分の当初の思いが少しずつ変わってくることもあり、その変化について量的に示す際に活用されたりしております。

(D委員)

- ・ 別冊のノートについても資料の中に記載がありますが、これは教科書の一部と捉えているのでしょうか。

(事務局)

- ・ 調査員に会議において、別冊ノートを含めて検定に合格した教科書であるため、その特長を記載するという進めてきております。

(平澤会長)

- ・ せっかくの機会ですので、御意見だけでなく、御感想等でもかまいませんのでお願いします。

(G委員)

- ・ どの教科書も学ぶ目的や学び方がきちんと表記されていて、子どもたちを導きやすいのではないかと思います。また、現代で問題になっている「いじめ」「スマホ」「SNS」などが取り上げられていることがとても良いと感じました。

(平澤会長)

- ・ 一般図書に関する質問、意見、感想等はございませんか。

(H委員)

- ・ 指先を使って感覚を通して学ぶということができていたり、最後にお母さんと出会うといった情緒の面でも安心感を大切にしながらのものがあったりそれぞれに意図があり、実際の現場で役に立つと感じました。

(F委員)

- ・ 指先を使う工夫はされていますが、実際ちぎりたくなくなったりしないのでしょうか。

(B委員)

- ・ お子さんの障がいの程度や発達の段階によりましては、確かに絵本の操作や扱いが課題になるかと思いますが、一般図書を使うことによって図書の適切な扱い方を学ぶという側面もあろうかと考えます。

(I委員)

- ・ とても色なども鮮やかで、子どもたちの目を引くような内容の図書が多いと感じました。こういうものを通して数を学んだり、いろんな言葉を学ぶことができると思いました。

(J委員)

- ・ 実際の本を見て、分かりやすくてよいと思いました。図書ボランティアで「お話し会」に参加させていただいたことにもありますが、お話を聞いたあとの子どもたちの表情がとてもいいので、心の中ですごく感じ取ってもらえる部分があるのではないかと考えています。

(G委員)

- ・ 特別支援に通学・通級させている保護者の皆様は、自分の子どもたちを地域で生きていってほしいと強く願っています。このことに関して、特に6番のお手伝いの本と16番の本では自立するための基礎的な知識を得ることできるような内容があり、とてもよいと感じました。

(平澤会長)

- ・ その他ありますでしょうか。それでは、中学校道徳科の教科用図書と特別支援教育の一般図書の調査内容を、ただ今の報告の通り了承するという事としてよろしいでしょうか。ただし、中学校道徳科の「配慮」の表現に関わる検討についての判断は私に一任いただくということによろしいでしょうか。確認いたします。

(審議委員了承)

- ・ 委員の了解が得られました。
- ・ 調査資料についての慎重審議ありがとうございました。また調査に当たられました調査員及び担当審議委員は大変御苦労さまでした。御礼申し上げます。
- ・ では、調査資料の協議の部分は終了しましたので、その他について事務局、説明願います。

5 その他

(事務局)

- ・ 今後の事務手続きにつきまして、事務局から御説明申し上げます。
- ・ 本日の審議結果を受けて、今後、県教育委員会として、市町村教育委員会、岩手大学教育学部附属小中学校及び特別支援学校、県立中学校、私立学校を所管する本庁総務部に対し、調査資料を送付し、県教育委員会からの指導・援助といたします。
- ・ 本来であれば、再度、教科用図書選定審議会の第3回目を開催しまして、第1回、第2回の審議内容について御確認いただくこととなるのですが、平澤会長に一任としていただくことを了承いただければ、今回で、実質審議を終了という形を取らせていただきたいと思いますと考えますが、そのように進めてよろしいかお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

(平澤会長)

- ・ 委員の皆さんに、お諮りいたします。
- ・ ただ今、事務局から提案のあったように、今後は会長に一任ということでよろしいでしょうか。

(審議委員了承)

- ・ では、会長の責任で進めさせていただきます。
- ・ 事務局からその他ありませんか。

(事務局)

- ・ 特にございません。

(会長)

- ・ 本日はありがとうございました。では、進行を事務局にお返しします。

6 閉会（事務局）

平成 30 年度 第 3 回 教科用図書選定審議会 議事録

平成 30 年 6 月 14 日 (木)

13 : 00 ~ : 13 : 30

1 開会 (事務局)

2 説明 (事務局)

去る平成 30 年 4 月 26 日に教科用図書選定審議会が開催され、岩手県教育委員会は、審議会に対し、次の 2 点について諮問いたしました。1 点目は、平成 31 年度において使用する義務教育諸学校の教科用図書の採択基準について。2 点目は、教科用図書選定のための資料作成基準等について。本日は、これら 2 点について審議会の審議が終了したことから、審議会会長が、岩手県教育委員会に対し答申を行うものであります。

3 主催者挨拶 (小久保智史学校教育課総括課長)

まずもって、会長様におかれましては、御多用中のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

第 1 回、第 2 回審議会におきましては、県内の義務教育諸学校において、児童生徒が使用する教科書の選定に関する「採択基準」及び「教科用図書選定のための資料作成基準」、「調査票」等につきまして、熱心に御審議いただき、ありがとうございました。

本日は、審議結果の答申を頂戴することとなります。本審議会からのこの答申に基づき、各市町村教育委員会等に対して、指導、助言、援助を進めていくことといたします。

長期間にわたる御審議、並びに会長としての会の円滑な運営につきまして、誠にありがとうございました。

4 答申

審議会会長 (平澤委員) から県教育委員会 (小久保学校教育課総括課長) へ

5 会長挨拶 (平澤委員)

会長の平澤でございます。

改めまして、諮問いただきました事項につきまして、教科用図書の調査を含み、2 回にわたる審議会で審議し、ここに答申としてまとめることができましたことを、報告いたします。

御承知のとおり、義務教育段階の教科書のうち、中学校用「特別な教科道徳」については、今回初めて教科書採択を行い、来年度から教科書を使用しての道徳の授業が始まることになっております。


そこで、今回、新規の教科書検定を経た中学校道徳科用教科書、及び特別支援教育の一般図書について、調査研究いたしましたので、採択基準、資料作成基準と併せて調査票等を答申いたします。

今後、これらは、市町村教育委員会及び特別支援学校等に通知され、8 月末までに、各地で教科書の採択を行っていただく運びとなっているところでございます。

以上、簡単ではございますが、審議終了の挨拶といたします。

6 閉会 (事務局)

議事録署名委員

氏名： 中村 雅考 

氏名： 佐藤 智一 